

議員提出議案第 2 号

狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

狭山市議会会議規則（昭和 4 2 年規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 1 9 年 2 月 2 1 日

狭山市議会議長 田 村 秀 二 様

提出者	狭山市議会議員	齊	藤	壮	伍
賛成者	同	小	谷	野	剛
	同	宮	寺	完	二
	同	磯	野	和	夫
	同	伊	藤		彰
	同	内	笹	井	務
	同	東	山		徹
	同	大	島	政	教
	同	猪	股	嘉	直
	同	奥	富	喜	康

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の改正にかんがみ、常任委員会及び議会運営委員会が提出する議案の手続きを定めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者」を「第1項に規定する提出者」に、「又は」を「及び同項の規定による」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第96条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第139条及び第151条中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

